

議 事 録

会議名	令和3年度第1回寒川町情報公開審査会 令和3年度第1回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	令和3年7月8日(木)14:00～14:45	開催形態	非公開
場 所	本庁舎3階 議会第1会議室		
出席者	委 員：長谷川、山邊、三澤、小菅、小島 事務局：野崎(総務部長)、伊藤(総務課長)、 辻井(行政管理担当主査)、武田(行政管理担当)		
議 題	(1)会長及び職務代理者の選出 (2)議事録承認委員の指名 (3)デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護に関する法律の改正案について (4)その他		
決定事項	(1)会長に長谷川委員を選出。長谷川会長が職務代理者に山邊委員を指名。 (2)議事録承認委員に長谷川会長・山邊委員を指名。		
議 事	別紙のとおり		
資 料	個人情報保護法の改正について		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	長谷川 福造 山邊 直義 (令和3年7月21日確定)		

議 事 の 経 過

1. 開会 伊藤総務課長
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ 木村町長

※ 委員及び事務局が自己紹介。

※ 事務局より、寒川町情報公開審査会規則第3条第2項及び寒川町個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、委員全員の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告。

4. 議事

第1号 会長及び職務代理者の選出

委員の互選により、会長に長谷川委員が選出された。
長谷川会長が、職務代理者に山邊委員を指名した。

第2号 議事録承認委員の指名

長谷川会長及び山邊委員を指名した。

第3号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正等について

【説明】 事務局より、資料に基づき説明。

【質疑】（凡例） ◎：委員、 →：事務局

◎ 行政機関個人情報保護法と寒川町個人情報保護条例の運用（規定）の違いは。

→ 様々あるが、現在の運用状況に鑑み影響のあるものとして挙げられるものは、要配慮個人情報の取扱いについてである。行政機関個人情報保護法では要配慮個人情報の定義を規定しているだけであるが、寒川町個人情報保護条例では要配慮個人情報の定義の他にその取扱いについても規定しており、法令又は条例の規定に基づく場合か、個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その事務の正当性を認められた場合を除き、要配慮個人情報を取扱ってはならないものとしている。現在寒川町個人情報保護条例に基づき町独自で運用しているものについては、見直し後の個人情報保護法（以下「新個人情報保護法」）に則った運用としていくこととなる。

◎ 新個人情報保護法の制定後、町独自のルールで運用するものについて、新しく条例を制定するのか。

→ 基本は、新個人情報保護法に基づき運用することとなると思う。現在のところ、地方公共団体独自の運用としていい範囲が明示されていないので、国のガイドラインが示されてから検討していく。

◎ 令和 5 年の春には施行することとなるかと思うが、今後のスケジュールはどのように考えているか。

→ 必要に応じ、本審査会や個人情報保護制度運営審議会に意見を聞き、令和 4 年 9 月あるいは 12 月に開催される議会で条例の改廃について上程し、令和 5 年の春に施行する予定である。

◎ 寒川町個人情報保護条例を一部改正するということでよいか。

→ 基本は、新個人情報保護法に基づいて運用していくこととなるので、現行の寒川町個人情報保護条例を一部改正又は廃止とするか、あるいは寒川町個人情報保護法施行条例等を新しく制定することになるかと思う。国のガイドラインや県内の他市町村の動向を参考に検討し、進めていく。

◎ 国からガイドラインが示される時期はいつごろの予定か。

→ 詳細な時期は未定である。現在、全国の市町村担当者向けに国が説明会を開催しており、そこで出た各市町村からの質問や意見を踏まえ示されていくのではないかと。

第 4 号 その他

特になし。

5. 閉会 長谷川会長

以 上